

令和6年度 相談支援従事者指導者養成研修
自治体職員コース

講 義

相談支援に求められる 本人中心の意義

一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク

代表理事

玉木幸則

この講義の目的は・・・

- ・みなさんは、都道府県職員として、相談支援従事者養成研修を実施する担当者です。
- ・確かに、事務手続き上は、研修が実施できたらいいいので、「相談支援」を理解しなくてもいいのかも知れませんが、だから、この講義は、退屈に感じる人もいると思います。
- ・その上で、ただ研修を実施すればいいと捉えるのではなく、それぞれの都道府県で、どんな人材を養成していくのか。どんな相談支援体制整備をしていくのか。そのためには、何が必要かを考えていただきたいです。
- ・だから、まずはぼんやりでも「相談支援」について、理解していただければと思います。

私の職歴は・・・①

- 大学卒業後・・・旧・知的障害者通所授産施設で勤務（1年）
- 自立生活センターメインストリーム協会で勤務（92年～12年）
どんなに重度の障害があったとしても入所施設や病院で暮らすのではなく、地域でその人らしく暮らしていけるように、一人暮らしを実現していけるお手伝いをしていた。
- 2001年より、「西宮市障害者生活支援事業（相談支援事業の前身）」の管理者兼相談員となる。
- 2008年、西宮市地域自立支援協議会会長（10年）
- 2008年より、厚生労働省 相談支援従事者指導者研修検討委員会委員（継続中）

相談支援の変遷①

- ・1990年初めくらいから

入所施設支援から地域生活支援へ舵を切り始める

- ・1995年ノーマライゼーション7か年戦略「障害者プラン」

- ・1996年

市町村障害者生活支援事業 (身体障害)

障害児者地域療育等支援事業 (知的障害)

精神障害者地域生活支援センター (精神障害)

※人口比で整備目標 30万人に2カ所ずつ

- ・1997年 障害者ケアマネジメントモデル事業開始

- ・2000年 介護保険制度

- ・2002年 1996年に始まった相談支援事業一般財源化
障害者ケアガイドライン策定

相談支援の変遷②

- ・2003年 支援費制度(措置から契約へ)
- ・2006年 障害者自立支援法 相談支援事業の法定化
※障害当事者による
セルフケアマネジメントの実施を盛り込んだ。
- ・2012年 障害者自立支援法改正 相談支援事業の
機能分化(計画・地域移行、定着・児童・基幹)
障害福祉サービス等利用計画の利用者拡大
- ・2013年 障害者総合支援法
- ・2015年 生活困窮者自立支援事業
(困窮した障害者が対象に)
- ・2018年 主任相談支援専門員の位置づけ

私の職歴は・・・②

- ・2012年11月より、西宮市社会福祉協議会の職員となる。
- ・2013年4月より、障害者総合相談支援センターにしのみや(基幹相談支援センター)センター長となる。
- ・2017年4月、相談支援事業課 相談総務係 係長を経て、2019年4月より、地域生活支援課 地域福祉権利擁護係 係長となる。

【社会福祉協議会での具体的な仕事】

- ・障害者相談支援事業
- ・基幹相談支援センター
- ・福祉なんでも相談
- ・生活福祉資金事業
- ・日常自立生活支援事業
- ・障害理解推進事業(あいサポート運動事業等)

私の職歴は・・・③

- ・2020年3月、西宮市社会福祉協議会を退職。
- ・現在は・・・

内閣府障害者政策委員会委員

特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 顧問

一般社団法人兵庫県相談支援ネットワーク 代表理事

社会福祉法人西宮市社会福祉協議会

権利擁護普及推進及び相談支援アドバイザー

龍谷大学 客員教授 などの役割をいただいている。

社会福祉士でもある。また、NHK Eテレ「バリバラ」のご意見番や研修会や講演会の講師等を務めさせていただいている。

自分としては、ソーシャルワーカーだと思って働いている。

ソーシャルワーカーってなに？

(わかりやすく伝えようとする)

簡単にいうと、どうすれば、みんなが
幸せに暮らしていけるのだろうか。

また、どうすれば、みんなが一緒の社
会で暮らしていけることができるのか。

ということを考えて、暮らしやすい社会
に変えていくための一翼を担う仕事。

私が専門職として
障害当事者として
一貫してめざしているのは・・・？
フル・インクルージョン

完全な
ともに生きていける
ことができる社会を
つくっていくこと・・・

国連の人権条約と障害者

国連の9大人権条約

・人種差別撤廃条約

(国連の採択年1965年・日本の締結年1995年)

- ・国際人権自由権規約(1966年・1979年)
- ・国際人権社会権規約(1966年・1979年)
- ・女性差別撤廃条約(1979年・1981年)
- ・拷問等禁止条約(1984年・1999年)
- ・子どもの権利条約(1989年・1994年)
- ・移住労働者の権利条約(1990年・未締結)
- ・強制失踪条約(2006年・2007年署名)

・障害者の権利条約(2006年・2007年署名・2014年批准)

※障害者の機会均等化に関する基準規則(1993年 採択48／96)
サマランカ宣言 ユネスコ (1994年)

国連障害者の権利条約によって大きく変わる

2006年12月採択 2007年9月日本政府調印 2008年5月3日国連発効

2011年8月障害者基本法改正 2012年障害者総合支援法 2013年6月障害者差別解消法成立

2014年1月20日 **批准成立** 2月19日日本発効 なんと**140番目**の批准国

- ・ 条約の主な内容・他の者との平等・地域で暮らすをあたりまえに
- ・ 本人中心生活支援 ・社会モデル ・Nothing About us Without us.

憲 法

条約批准

国内法

条例

・障害者基本法

障害者総合支援法

{身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法・発達障害者支援法・児童福祉法・高次脳機能障害・特定疾患(難病)}

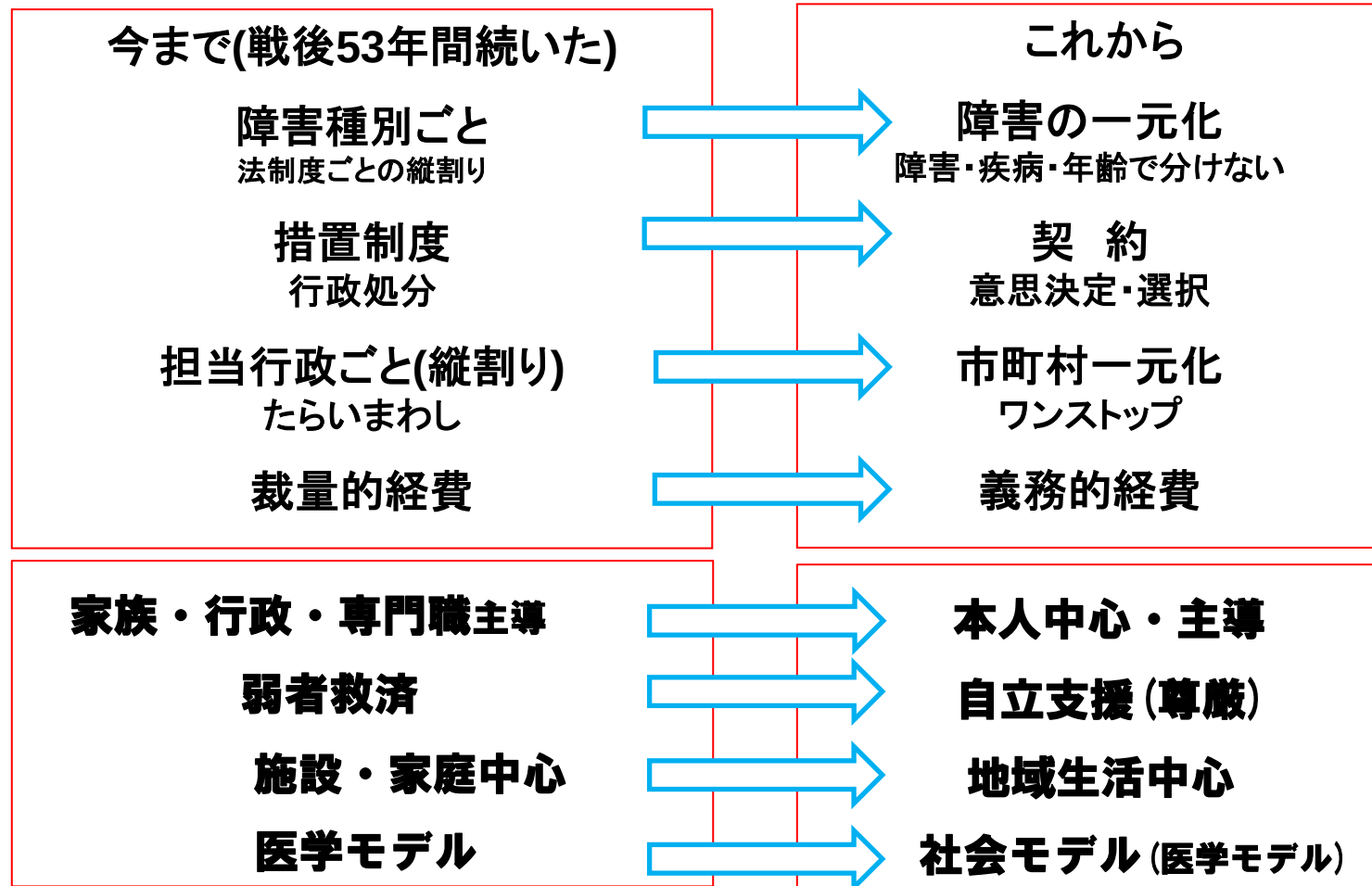
千葉県・北海道・岩手県・大阪府・熊本県・沖縄県などの障害者差別解消条例

国内法整備

- ・障害者虐待防止法
- ・障害者優先調達法
- ・差別解消法
- ・障害者雇用促進法
- ・障害者基本法改正
- ・精神保健福祉法改正
- ・社会保障改革プログラム法
- ・生活保護法の一部改正
- ・生活困窮者自立支援法
(27年度から)
- ・アルコール健康障害対策基本法

基本が変わった

180度変わった



2014年批准

国連障害者権利条約

2022年9月9日

**国連障害者権利委員会から
の総括所見**

知ってましたか。

読まれたことがありますか。

障害者権利委員会からの総括所見から読み取る 玉木の注目ポイント①

外務省仮訳

主要分野における懸念及び勧告

一般原則及び義務(第1-4条)

7委員会は、以下を懸念する。

D)「accessibility」、「access」、「particular living arrangement」、「personal assistance」、「habilitation」等条約上の用語の不正確な和訳。

8委員会は、締約国に対して以下を勧告する。

D) 本条約の全ての用語が日本語に正確に訳されることを確保すること。

障害者権利条約 第1条

第一条 目的

この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

障害者権利条約 第3条

第三条 一般原則

この条約の原則は、次のとおりとする。

(a) 固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）

及び個人の自立の尊重

(b) 無差別

(c) 社会への完全かつ効果的な参加及び包容

(d) 差異の尊重並びに人間の多様性の一部

及び人類の一員としての障害者の受入れ

(e) 機会の均等

(f) 施設及びサービス等の利用の容易さ

(g) 男女の平等

(h) 障害のある児童の発達しつつある能力の尊重

及び障害のある児童がその同一性を保持する権利の尊重

障害者権利条約 第19条

第十九条 自立した生活及び

地域社会への包容（インクルージョン）

この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。この措置には、次のことを確保することによるものを含む。

(a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

障害者権利委員会からの総括所見から読み取る 玉木の注目ポイント②

DeepL翻訳ツール <https://www.deepl.com/translator>

第19条 地域自立生活とインクルージョン

自立した生活と地域社会に含まれることに関する一般的意見第5号(2017年)および脱施設化に関するガイドライン(2022年)を参照し、委員会は締約国に強く要請する。

障害児を含む障害者の施設収容を廃止するため、予算配分を障害者の入所施設から、障害者が地域社会で他の人と対等に自立して生活するための手配と支援に振り向けることによって、迅速な措置をとること。

精神科病院に入院している障害者のすべてのケースを見直し、無期限の入院をやめ、インフォームド・コンセントを確保し、地域社会で必要な精神保健支援とともに自立した生活を育むこと。

障害者が居住地、地域社会のどこで誰と暮らすかを選択する機会を持ち、グループホームを含む特定の生活形態に住むことを義務づけられないようにし、障害者が自分の生活に対して選択とコントロールを行使できるようにすること。

障害者権利委員会からの総括所見

外務省仮訳

第19条 自立した生活及び地域社会への包容

自立した生活及び地域社会への包容に関する一般的意見第5号(2017年)及び脱施設化に関する指針(2022年)に関連して、委員会は締約国に以下を__要請する。

障害者を居住施設に入居させるための予算の割当を、他の者との平等を基礎として、障害者が地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分することにより、障害のある児童を含む障害者の施設入所を終わらせるために迅速な措置をとること。

地域社会における精神保健支援とともにあらゆる期限の定めのない入院を終わらせるため、精神科病院に入院している精神障害者の全ての事例を見直し、事情を知らされた上での同意を確保し、自立した生活を促進すること。

障害者が居住地及びどこで誰と地域社会において生活するかを選択する機会を確保し、グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わず、障害者が自分の生活について選択及び管理することを可能にすること。¹⁹

障害者権利条約 第24条

第24条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

(a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。

(b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

(c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

障害者権利条約 第24条 その②

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

障害者権利委員会からの総括所見から読み取る 玉木の注目ポイント③

DeepL翻訳ツール <https://www.deepl.com/translator>

第24条 教育

委員会は、インクルーシブ教育の権利に関する一般的意見第4号(2016年)および持続可能な開発目標4、目標4.5および指標4(a)を想起し、締約国に対し、次のことを強く要請する。

(a)分離された特別な教育をやめる目的で、教育に関する国家政策、法律、行政上の取り決めの中で、障害のある子どもがインクルーシブ教育を受ける権利を認識し、すべての障害のある生徒が、あらゆるレベルの教育において、合理的配慮と必要とする個別の支援を受けられるように、特定の目標、時間枠、十分な予算で、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること。

(b)すべての障害児の普通学校への通学を保障し、普通学校が障害児の普通学校を拒否することを許さない「不登校」条項と方針を打ち出し、特殊学級関連の大臣告示を撤回すること。

(c)障害のあるすべての子どもたちが、個々の教育的要求を満たし、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮を保証する。

(d)インクルーシブ教育について、通常教育の教員および教員以外の教育関係者の研修を確実に行之、障害者の人権モデルについての認識を高めること。

障害者権利委員会からの総括所見 外務省仮訳

第24条 教育

障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)に対する権利に関する一般的意見第4号(2016年)及び持続可能な開発目標のターゲット4.5及び4(a)を想起して、委員会は以下を締約国に__要請する。

a)国の教育政策、法律及び行政上の取り決めの中で、分離特別教育を終わらせることを目的として、障害のある児童が障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)を受ける権利があることを認識すること。また、特定の目標、期間及び十分な予算を伴い、全ての障害のある生徒にあらゆる教育段階において必要とされる合理的配慮及び個別の支援が提供されることを確保するために、質の高い障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)に関する国家の行動計画を採択すること。

b)全ての障害のある児童に対して通常の学校を利用する機会を確保すること。また、通常の学校が障害のある生徒に対しての通学拒否が認められないことを確保するための「非拒否」条項及び政策を策定すること、及び特別学級に関する政府の通知を撤回すること。

c)全ての障害のある児童に対して、個別の教育要件を満たし、障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)を確保するために合理的配慮を保障すること。

d)通常教育の教員及び教員以外の教職員に、障害者を包容する教育(インクルーシブ教育)に関する研修を確保し、障害の人権モデルに関する意識を向上させること。 ²³

そもそも相談支援とは？

その1

- ・日本語として考えると・・・

「相談」

物事を決めるために他の人の意見を聞いたり、話し合ったりすること。また、その話し合い。(自己選択・自己決定)

「支援」

他人を支え、たすけること。(お手伝い)

そもそも相談支援とは？

その2

- しかし、地域自立生活をすすめていく上で
「相談支援」は、欠かせないけれど・・・
ほんまに、大丈夫かな？

- 福祉サービス等利用計画作成を
個別給付化
これを「相談支援」と勘違いしている人も
少なくはない

そもそも相談支援とは？

その3

- ・障害者の地域生活を支える相談支援
- ・本人中心のケアマネジメント

基本は...セルフマネジメント支援であるはず。

- ・地域の財産となりうる社会資源の改善 開発
- ・入所施設や病院からの地域生活移行支援
- ・地域自立支援協議会からの地域作り

などなど...

本来のソーシャルワークであるはずだが

毎日毎日をどう生きるのか。

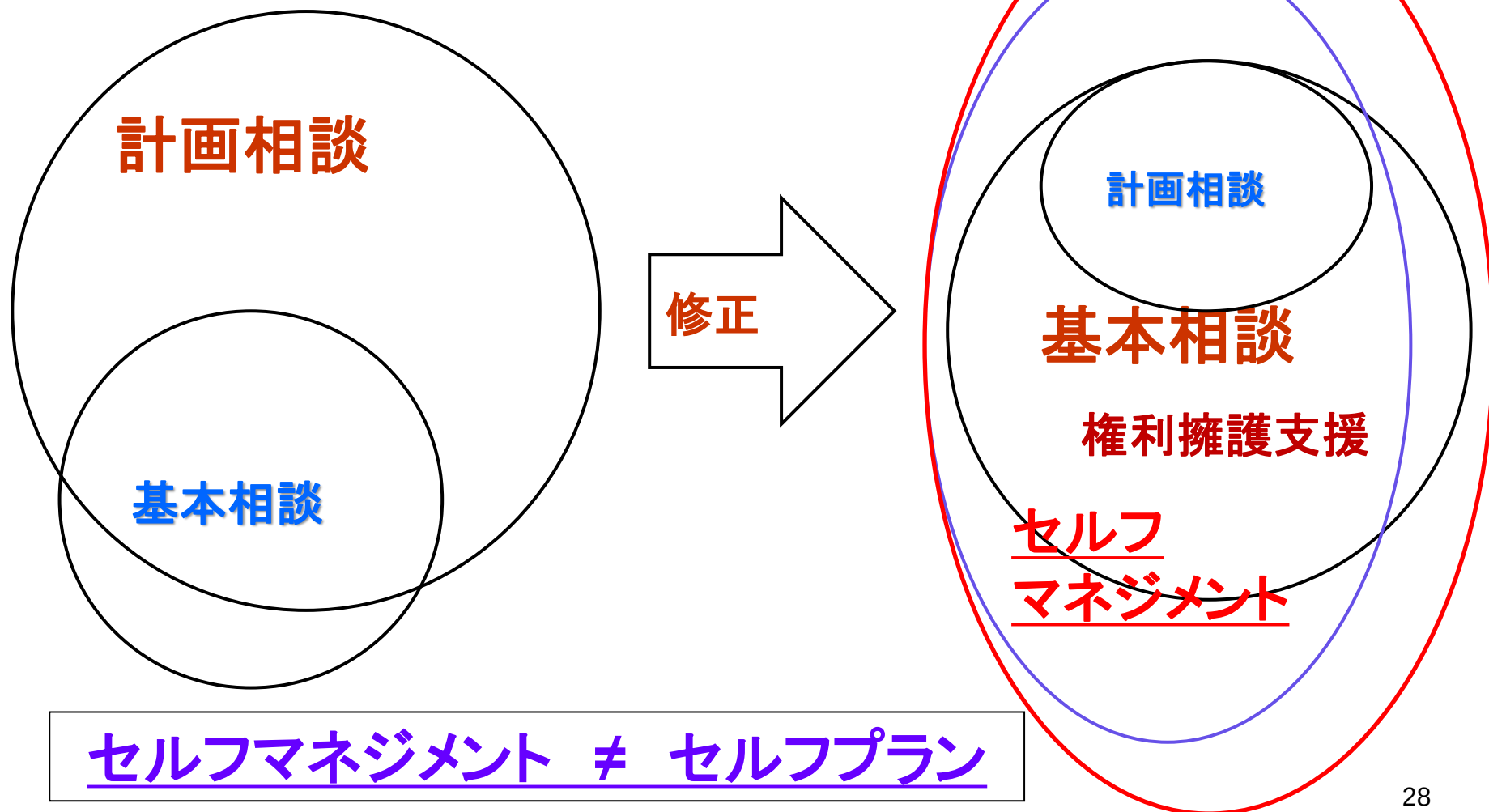
暮らしが良くなっていくからこそ

夢が語れるのでは？

相談支援が地域自立生活を
支えていくための
セーフティネットとなるべきである。

本当に求められる
相談支援とは？

再度 確認ですが...



すなわち 障害があっても
その人らしい暮らしが
実現できるように

どこで 誰と 暮らすか
どんな暮らしをしていくのか
その人らしい暮らしを
実現していくための
お手伝い！

相談支援とは 相談支援専門員とは

総合相談機能の必要性

ワンストップ・包括支援の必要性

障害や病気のある人や家族には困っている人たちがいる

一度の相談だけでいい人と継続的に相談支援する人がいる

地域で生活をするには寄り添ってくれる相談者が必要

過去の入所・入院者の中には地域で普通に暮らしたい人がいる

地域では多様な生活資源が分散化しているので**本人に統合する相談が必要**

今迄もこれからも資源はいつも**多様で・複雑で・分散化している**

生活資源の分散化・法制度の分散化

サービスの分散化・専門分化による専門機関の分散化

「相談」も分散化

ゆえに、ワンストップで総合的な相談支援が必要となった

障害者総合支援法 第1条 目的

この法律は、障害者基本法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

障害者総合支援法 第1条②

基本的理念

障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

障害ってなに？ 障害者ってどんな人？

- ・身体障害 肢体不自由 視覚障害 聴覚障害
内臓などの病気
知的障害 発達障害 精神障害などのある人たちが
障害者と言われてきたが...
- ・ 本当は、それらの人たちが 地域の中で
阻害され生きづらさなどを感じている状態のことをいう。
また、地域社会の仕組みや
それらをつくってきた人たちの
意識(こころ)の中にこそ
真の「障害」が潜んでいる。 (玉木の理解)

いま世界は「障害の社会モデル」

たしかに、表面的に見てわか
る障害、見てもわからない障
害は、あるかもしれません。
しかし、ボクの暮らしづらさ、
生きづらさはわかりますか？

みんな一人ひとりの
障害のある人に対する
見方や考え方に
本当の「障害」がある。

障害者権利条約 第17条

第十七条 個人をそのままの状態で保護すること

全
礎
で

障害者との平等を基
態

今のありのままを
受けいられなければ
ならない。

私の生育歴は・・・？

- 1968年8月23日
兵庫県姫路市生まれ
出生時、仮死状態だったおかげ
で脳性麻痺
- 4歳の終わりから、肢体不自由
児療育施設に単独入園
1年6ヶ月 障害者としての洗礼

・優生思想による矯正 (治療・訓練)

ありのままでいいはずなのに、障害のない者に、無理矢理近づけようとしていた。

・家族 地域からの分離

幼いときから、家で家族と一緒に暮らすという経験も奪われていた。

わたしの生育歴は②・・・？

- 施設退所後、地元の幼稚園に3学期からすんなりと入園するも、修学前検診でビンゴ。入学予定の小学校ともめる。
- 無事、小学校、中学校は、普通学校へ通学するも、理不尽な理由で全寮制の養護学校高等部へ(当時 全国に3校のみ)
- 日本福祉大学社会福祉学部第Ⅱ部へ進学。無事、卒業。

・障害児のための教育とい
いながら、めんどくさいことを
棚上げしている。

本来、校区にある学校で、ともに学び生
活することで、ともに生きていくことがわか
るはず。

・社会生活からの分離

本来、年相応の社会生活が送れるように
保障されなければならないのに・・・

暮らしの基本
障害のある人もない人も
ともに生きる社会で
あること。

すなわち、
「地域で暮らす」ということ

自己決定・意思決定支援の前提となる基本 次に課題としたことは **関係性の壁**

客体化(対象化)された固定的関係が強い

「治療され保護される者』として〔医学モデル〕



主体化(本人中心)された関係

『個』の確立 自己決定 対等性〔社会モデル〕

- 障害者は「援助する・世話する者」と「される者」の関係
- 「自由の奪う人」と「奪われた人」の関係
- 「鍵を持つ人」と「鍵を持たない人」の関係
- 「管理する者」と「管理される者」の関係
- 精神医療は「治す人」と「治される人」の関係
- パターナリズム(父権的温情主義)という力のある者のほどこしも

これらの関係では対等性は担保されず本人中心にはならない。

関係性の転換なくして本人中心にはならない

社会モデルの誤解や勘違い

医学モデル

VS

社会モデル
(自立生活モデル)

医学の否定ではない

医学モデルのイメージ



社会モデルのイメージ

社会モデル(自立生活モデル)

本人のくらしに対する思い

福祉

医療

教育

保健

住宅

就労

余暇

活動

等々

地域自立生活の理念

障害のある人もない人も

地域で 助け合いながら
その人らしい暮らしを

ただふつうに
地域で 暮らして
いきたいだけ

その思いに

寄り添いながら

一緒に考えていくしくみが

「相談支援」

そのものだと思う

自立って何だろう？！

- ・自分のことは、自分ですること？
 - ・自分で働いて、稼いだお金で生活すること？
 - ・結婚して、子どもを育てること？
- これはこれで、**大事なことではあるけれど...**

自分の暮らしは、自分で決めることから始まると思う。
自分だけでできないことを手伝ってもらえばいいよ！
自分だけで決められなかったら、一緒に考えてもらおう。

自己決定・自己選択
そして 意思決定支援へ

2014年9月26日(金) 子ども×バリバラ

“初体験応援企画” Vol.2 ゲスト:羽野 晶紀



4月に放送した、障害のある子どもたちの“初体験”を応援する企画の第2弾！今回は、仲良し小学生3人組の初めてののお買い物体験。果たしてどんなハプニングが？子どもたちの果敢なチャレンジぶりを追う。

「自分のお金で違うところ買いものに行く」（泉りん 小学3年 ダウン症）
...初めてののお買いものを成功させた仲良し小学生トリオ。「また行きたいか？」との質問に、最年長のりんちゃんが返した答えがこちら。自分の好きな場所へ行って、欲しいものを買いたい、と強い思いを素直に表現した名言。

実は・・・社内・社外関係
に

〇〇ができるようになっ
てから・・・

い
れ
て
い
る
と
い
う
こ
と
は
さ
れ
奪
わ
れ
る
こ
と
を
い
ふ
こ
と
は
「まだ早い」

もう一度

本人中心の

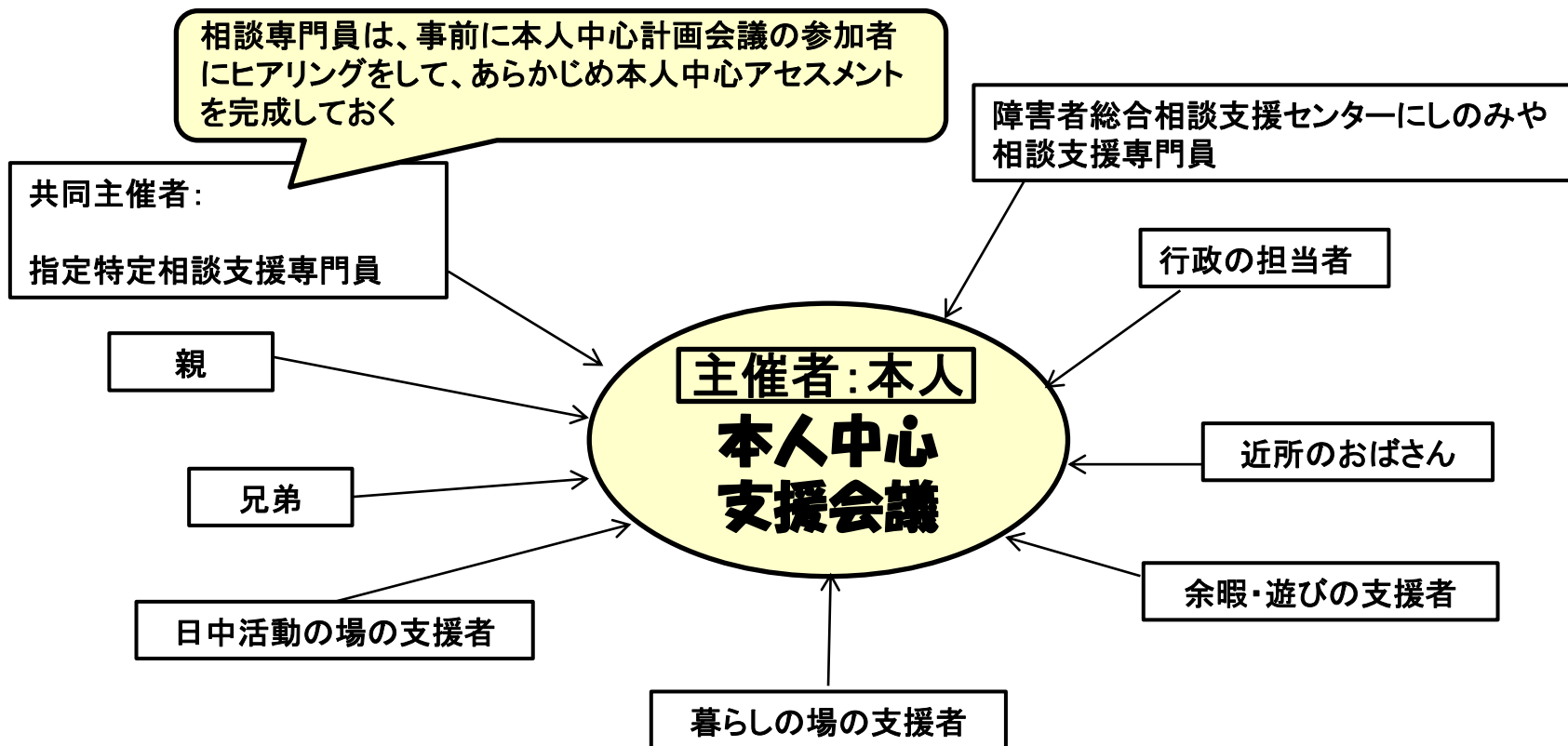
ケアマネジメントを考えたい



障害者ケアマネジメントの 基本的な考え方

- 障害者ケアマネジメントとは
障害者の地域における生活を支援する
ために、ケアマネジメントを希望する者の**意向**
を踏まえて、福祉・保健・医療のほか、教育・就
労などの**幅広いニーズと、様々な地域の社会**
資源の間に立って、複数のサービスを適切に
結びつけ調整を図るとともに、**総合的かつ継続**
的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源
の改善及び開発を推進する援助方法である。

- 1 障害者の地域生活を支援する
- 2 ケアマネジメントを希望する者の意向を尊重する
- 3 利用者の幅広いニーズを把握する
- 4 様々な地域の社会資源をニーズに適切に結びつける
- 5 総合的かつ継続的なサービスの供給を確保する
- 6 社会資源の改善及び開発を推進する



<西宮市の本人中心支援会議のイメージ図>

本人中心の

相談支援の展開 事例編

～エンパワメントされる障害当事者と相談支援専門員～



事例を聞く際に

留意して見ていただきたいポイント①

- 利用者の主訴は何か？
- 利用者のストレングスは？
- 相談支援専門員の立ち位置
- エンパワメントや権利擁護の視点
- ケアマネジメントプロセスにおける

ネットワーク形成力

- みなさんが関わるケースとしたら・・・

事例を聞く際に

留意して見ていただきたいポイント②

- ケースに画一的なものではなく、パターン化するものではない
- ひとつのケースでも、アプローチはいくつも存在している
- しかし、本人中心という視点は、
ブレない
- 事例において、答えを見るのではなく、プロセスが重要である。

肢体に障害がある人の 地域生活移行支援 ～ Mさんから学ぶもの ～ アウトリーチから始まる支援

※アウトリーチとは

広義のアウトリーチ

- ①ニーズを引き起こし ②情報提供 ③サービス提供
- ④地域づくりなどの過程における専門機関における積極的取り組みである。

狭義のアウトリーチ

客観的にみて援助が必要と判断される問題を抱え、社会的に不適応状態にありながら自発的に援助をもとめようとしない対象者に対して、援助機関側から積極的に働きかけ、その問題を確認しながら援助を活用するように動機付け、問題解決を促進する技法及びその視点のことである。

Mさんの希望(100文字要約)

2001年当時

- ぼくは、長年施設で暮らしてきたが、ここでの生活もいろいろの制限もあるので、施設を出てひとり暮らしをしたいと考えている。

でも、両親が退所に反対しているし、ぼく自身も本当にひとり暮らしができるかどうか不安な気持ちもある。しかし、自分らしく生きてみたい。

Mさんとの出会い

- 旧重度身体障害者授産施設に入所していた。
- 自立生活センターがILP（自立生活プログラム）の参加呼びかけのために施設訪問をした。
- その時に、何人かの仲間とILPを受講した。
- その仲間数人は、ILPをきっかけに一人暮らしをはじめていった。
- 自分もできるかな？
自立したいな!と思い始めた。

Mさんの自立生活プログラム

～ 外出編 ～

- 車イスで電車に乗れるの？
- レストランでのメニュー選びと支払い
- 40年目にして、初めて電動車イスで踏切を渡る喜びと感動。
- 施設からコンビニへ行くという冒険
 - かまぼこ型の道と歩道の狭さを知る
- 介助者を利用しての外出
 - ショッピングや通院

Mさんの自立生活プログラム

～ 自立生活編 ～

- 先輩である自立生活者の話を聞く
- 介助制度を知る
- 措置とセルフマネジドケア
- 年金と生活保護
- 自分の障害と健康
- 住宅の借り方と住宅改修
- 自分の障害に応じた福祉機器いろいろ

など

Mさんの自立生活プログラム

～ 個別編 ～

- 自分の生活に必要な介助とは・・・
 ありがちなのは、自分には24時間必要だ
- 年金と生活保護の理解と手続き
- 自立生活体験の実施
 1週間でセルフマネジメントの体験
- トイレ問題の悩み
- 自立生活の意思を両親に伝えることの難しさ
 など

Mさんの不安要素①

- 強固な親の反対をどう説得するのか？
途中何回も一人暮らしをあきらめようとする。

アドバイス & サポート

両親に対しては、自立への仕組み等を説明する。(何回も何回も)

Mさんの思いを手紙に書いて伝えるということを提案。

Mさんの不安要素②

- ・トイレの失敗で畳を汚して落ち込む

トイレの問題があるから

24時間介助が必要？

アドバイス & サポート

畳にビニールシートを敷いては？

住宅改修につながる。

ポータブルトイレを畳に

埋め込むことを提案

Mさんの不安要素③

- 思うように動かない身体で一人暮らしは無理かも・・・。

施設では、筋緊張が強い日などは、寝かせきり状態だった。

自立してからも筋緊張で2回救急車を呼んだ。

アドバイス

ビールやお風呂でリラックス

5年かけて自立したMさんの力

- 介助者のセルフコーディネート
介助者派遣コーディネーターからのバトンタッチ
- 元自分がいた施設の仲間への働きかけ
一人暮らしの楽しさを伝える
- 公民館での句会に参加
- 医療機関を自分で選ぶ
薬漬けの整形外科にさようなら
- 自分にあった車イスの制作
身体障害者更生相談所に自分で処方箋を書く
- そして、まわりを明るくしてくれる

Mさんのプロフィール

- 2018年当時のMさん

(自立生活を始めて17年)

50歳代後半 男性 身体障害者1種1級

脳性麻痺による四肢麻痺

障害基礎年金 特別障害者手当

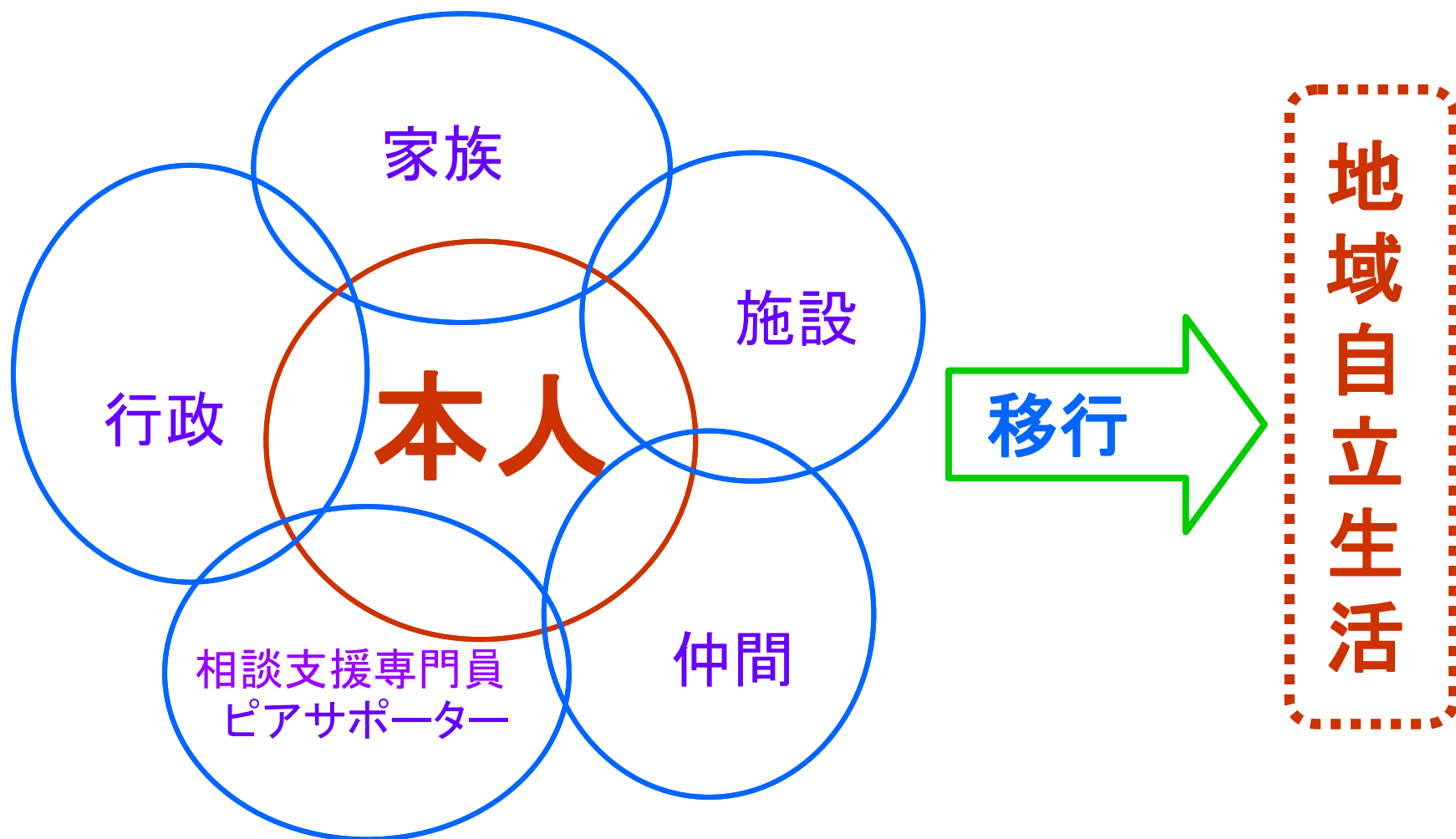
生活保護

障害支援区分 6

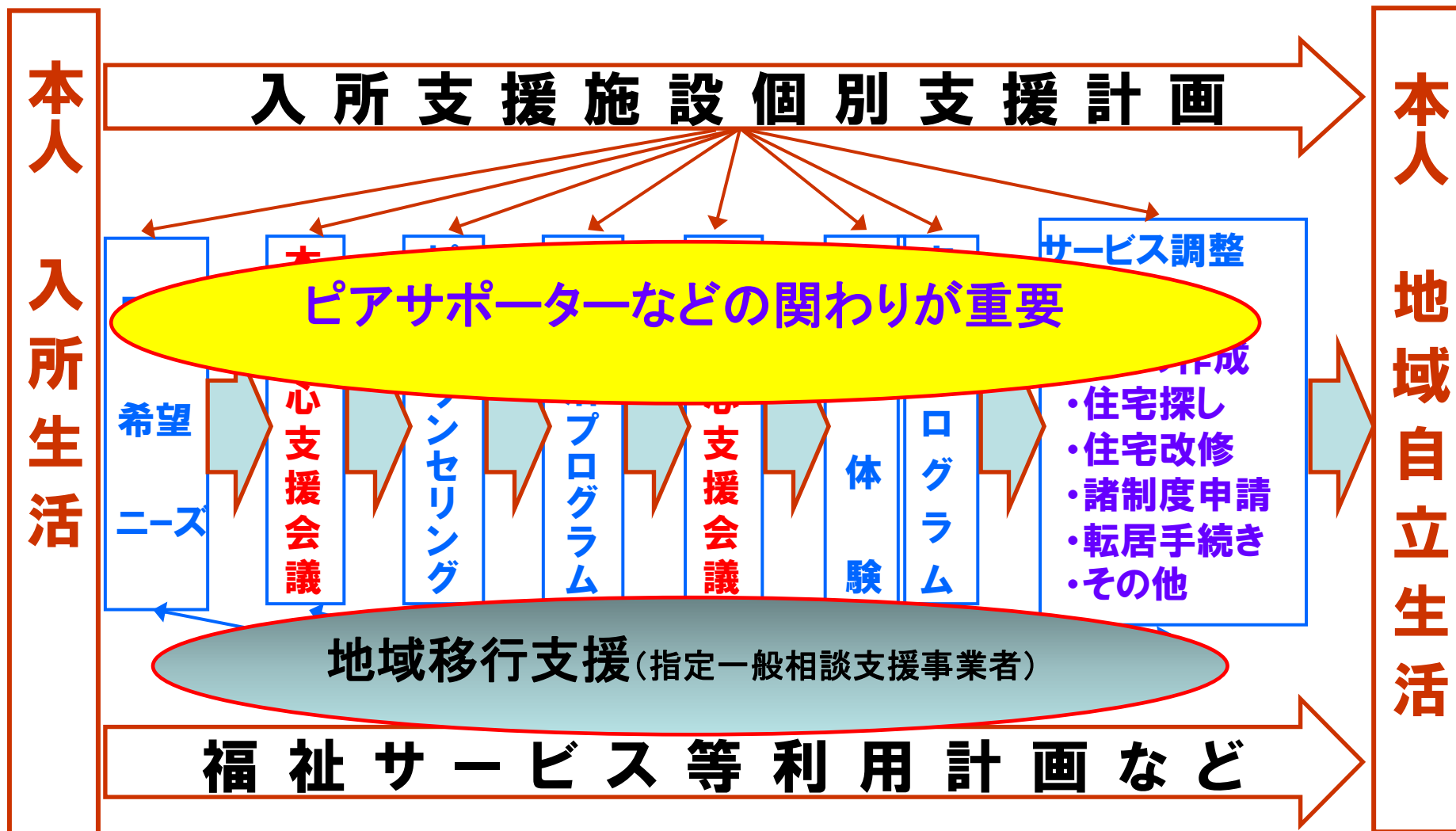
重度訪問介護 606時間(うち移動加算60時間)

アパートで一人暮らし

みんなでモチベーションをあげながら 地域自立生活移行に取り組む



地域移行支援モデル一例



障害者差別解消法の成立

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
(障害者差別解消法)ができました

目的

この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消する ための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

2016年4 月1 日施行

障害者差別解消法の改正

障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律

改正のポイント

- ・ 民間事業者も合理的配慮の提供が法的義務になった。
- ・ 差別に関する相談について、たらい回しを防止する等の観点から、ワンストップの相談窓口をもうけるなど。

※2024年4月1日施行

2021年6月4日交付

障害を理由とする差別とは？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明※があつた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（以下では「合理的配慮」と呼びます。）を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障害のある方の権利利益が侵害される場合も、差別に当たります。

※知的障害等により本人自らの意思を表明することが困難な場合には、その家族などが本人を補佐して意思の表明をすることもできます。

障害者差別？

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

と書いてありますが、これは・・・

障害のある人への言動や対応によって

嫌な気持ちになったり

寂しい気持ちになったり

悲しくなったりすることだと考えます。

教育現場で

- ・そもそも分離教育の現状は・・・
- ・合理的配慮を求めたら、特別扱いはできないと言われた。
- ・学校に来るときは、保護者同伴できてください。
- ・ほかの子どもの迷惑になります。
- ・授業の妨げになります。
- ・修学旅行は、遠慮してください。
- ・お子さんの育ちのために「抜き出しを」

などなど

公共交通機関で

- ・車イス利用の場合は、3日前までに連絡ください。
- ・無人駅の利用はできないかも知れません。
- ・乗り換えなしの「普通」で行ってください。
- ・タクシーは、ドライバーも高齢者や女性もいますので、体力的にもできないことがあります。過重な負担になります。
- ・手動車イスで来てください。
- ・乗り換えに遠回りをしていただきます。
- ・人での問題で、対応できないことがあります。
- ・乗客から苦情が来るので・・・ などなど

障害福祉サービス事業所で

- ・うちの事業所は、〇〇障害専門です。
- ・〇〇障害の方は、ちょっと・・・
- ・ヘルパー事業所で、重度訪問介護は、対応していません。
- ・ルールが守れないので、契約を終了します。
(一方的に)
- ・新型コロナウイルスの対応は、できません。
- ・利用者の抱え込み

などなど

行政機関で

- ・差別相談があっても最後まで対応しない。
- ・市民病院で、検査棟にエレベーターがないので車イス利用者や歩行困難者は、人間ドックを受けられません。
- ・利用できる行政サービスを説明しない。簡単に利用できないという。
- ・福祉サービスの一方的な利用上限を付けている。

などなど

その他

- ・就労条件で、自力通勤や身辺自立をうたっている。
 - ・昇級しない。ずっと最低賃金。
 - ・飲食店などの入店拒否。
 - ・銀行窓口などでの代筆拒否。
 - ・テーマパークでの利用制限。
 - ・一人の人間として、対応しない。
 - ・話を聞かない。
 - ・いない存在としている。
- などなど

合理的配慮 (reasonable accommodation)

reasonable

- 1 理にかなっている, 道理の通った, 筋道がたっている
- 2 道理にはずれない, 正当な, 公平な, 適当な, ほどよい, (値段について) 相応な, 法外でない

accommodation

- 1 (...への) 順応, 適合 (adaptation) ((to ...))
- 2 調整 (adjustment); (紛争などの) 和解, 調停 (reconciliation)
- 3 [社会] 応化: 個人・集団間で 相互の適合関係を深めていく過程.
- 4 好都合, 便宜 (を図ること); 世話焼き, 親切 (obligingness);
もてなし とあるが...

一定の理にかなった措置・調整を意味すると訳され、

具体的には、一定の理にかなった「便宜」「助け」と解釈すべきであろう。

合理的配慮って・・・難しい？



工夫の積み重ねが大切になってくる！

合理的配慮とは？

その人らしく生きていくための 理にかなった工夫の積み重ねである。

決して、お願いではなく。まっとうな権利主張。
配慮という言葉自体が対等ではない。

「配慮」というよりは「調整」や「工夫」が馴染む感じがする。

すなわち、みんながどうすれば、暮らしやすくなっていくのかということを考えながら「工夫」や「調整」を続けていくこと。

相談支援専門員として

障害者差別解消に

向けた役割を

担えているのだろうか。

合理的配慮とは？

本当は、「理にかなった調整(工夫)」と呼びたい

建設的対話を

重ねていく中で

今できることを

探っていくこと

相模原事件や
旧優生保護法訴訟などを受けて

「いのちを絶対に
守っていく」
ことの決意

相模原障害者殺傷事件で 見えてきたこと

- ・事件を起こした者だけの問題ではないということ。
- ・『障害者』は、いない方がいいと思っている人もいるということ。
- ・『生産性』という言葉にビクビクしている人がいるということ。
- ・今もなお『優生思想』が健在であるということ。

**生まれてきたら
生き続けるということ**

2023年1月30日に日弁連、兵庫県弁護士会主催、障害者差別解消法に関する研修会で、弁護士さんに確認したところ、以下のように言われていました。

確かに「総括所見」には、法的拘束力はない。しかし、国際ルールは、守っていく必要があるので、「法的拘束力」がないとあえて言う必要もない。

また、裁判所においては、当然、総括所見も見ていくことにはなっている。

**「総括所見」が出て、もしかしたら影響があると思
いたいポイント。**

・障害者総合支援法改正

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実

【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。

**医療保護入院の見直し、入院者訪問支援事業の創設、
その他、地域移行率のアップ**

・訴訟

福岡県「さるく」逮捕監禁事件 懲役3年

旧優生保護法訴訟 仙台地裁 原告勝訴

除斥期間を認めない 2023年の大阪高裁判決 原告勝訴

私たちの使命

- ・多様性を理解し、その人自身の暮らしを応援する。
- ・本人の最善の利益と向き合い続ける。
- ・「生きづらさ」「暮らしづらさ」を解消していく。
- ・そして、すべての「命」を守り続ける。

私たちとした理由は・・・

- ・みなさんは、都道府県職員として、相談支援従事者養成研修を実施する担当者です。
- ・しかし、この講義で、相談支援の目的などを理解していただいたと思います。
- ・その上で、ただ研修を実施すればいいと捉えるのではなく、それぞれの都道府県で、どんな人材を養成していくのか。そのためには、何が必要かを考えていただきたいです。
- ・また、それぞれの都道府県で、どんな相談支援体制を作っていくのか。他の担当者や市町村、相談支援事業所とともに検討していただきたいのです。

人権としてとらえていく

ピープルファースト (People First)

「わたしは、障害者としてではなく、
まず、ひとりの人間として見てほしい」

(まず第1に人間として…)

(それは、高齢者なども同じことではないか?)

チャイルドファースト (Child First)

「わたしは、障害児としてではなく、ま
ず、ひとりのこどもとして見てほしい」

こんな社会にしたいな

障害のある人もない人も
助け合いながら
その人らしい暮らしを
実現していける社会に